

議案第29号

佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について

佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 5月25日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 5月 日
佐久市教育委員会

佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

【制定理由】

これは、令和5年佐久市議会第1回定例会にて議員提案により制定された佐久市いじめから子どもを守る条例第10条に規定する学校におけるいじめ等の問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図るための組織を整備するため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、佐久市いじめ問題対策連絡協議会を設置しようとするものであります。

佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第14条第1項及び佐久市いじめから子どもを守る条例(令和5年佐久市条例第15号)第10条の規定に基づき、佐久市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関係する機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議をする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) いじめ防止等に関する行政機関の職員及び団体の代表者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第30号

佐久市いじめ問題調査対策委員会設置要綱の制定について

佐久市いじめ問題調査対策委員会設置要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 5月25日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 5月 日
佐久市教育委員会

佐久市いじめ問題調査対策委員会設置要綱

【制定理由】

これは、令和5年佐久市議会第1回定例会にて議員提案により制定された佐久市いじめから子どもを守る条例第11条第2項に規定する教育委員会における重大事態への対応を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、佐久市いじめ問題調査対策委員会を設置しようとするものであります。

佐久市いじめ問題調査対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第14条第3項及び佐久市いじめから子どもを守る条例(令和5年佐久市条例第15号)第11条第2項の規定に基づき、佐久市いじめ問題調査対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る調査が終了した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第31号

佐久市就学支援委員会委員の委嘱について

佐久市就学支援委員会条例（平成17年佐久市条例第194号）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 5月25日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 5月 日
佐久市教育委員会

佐久市就学支援委員会委員（案）

（任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日）

氏名	住所	所属等	新任・再任
白田 哲文	佐久市中込	元養護学校長（学校教育課 就学支援専門員）	再任
茂木 克弘	佐久市中込	元教諭（学校教育課 就学支援専門員）	再任
宮下 はるみ	佐久市中込	佐久市福祉課（公認心理師）	再任
羽毛田 和彦	佐久市中込	佐久市子育て支援課（佐久市子ども特別対策推進員）	再任
土屋 美知	佐久市岩村田	岩村田保育園長	再任
佐藤 直哉	佐久市御馬寄	佐久市福祉課（佐久市療育支援センター児童発達支援管理責任者）	新任
矢嶋 正一	佐久市岩村田	浅間総合病院（リハビリテーション科長）	再任
菅原 敏明	佐久市中込	佐久医師会（佐久中央医院）	再任
新井 隆広	佐久市岩村田	佐久医師会（浅間総合病院）	再任
銭谷 清子	佐久市三塚	泉小学校長	新任

氏名	住所	所属等	新任・再任
川村 智子	佐久市岩村田	岩村田小学校教諭	再任
儘田 泰子	佐久市協和	望月小学校教諭	新任
黒岩 美記子	佐久市平賀	中込中学校教諭	再任
佐藤 孝子	佐久市岩村田	浅間中学校教諭	再任
柳澤 徹	小諸市大字市	小諸養護学校教頭	再任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市就学支援委員会
設置根拠	佐久市就学支援委員会条例第1条の規定
設置目的・趣旨	障害のある就学予定者及び児童生徒の早期からの就学相談及び一貫した教育支援を行うため。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	学校教育部 学校教育課 学務係 電話：0267-62-3478 ファックス：0267-62-7862
その他	

委員名簿

任期 令和5年6月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
	白田 哲文	元養護学校長（学校教育課 就学支援専門員）
	茂木 克弘	元教諭（学校教育課 就学支援専門員）
	宮下 はるみ	佐久市福祉課（公認心理師）
	羽毛田 和彦	佐久市子育て支援課（佐久市子ども特別対策推進員）
	土屋 美知	岩村田保育園長
	佐藤 直哉	佐久市福祉課（佐久市療育支援センター児童発達支援管理責任者）
	矢嶋 正一	浅間総合病院（リハビリテーション科長）
	菅原 敏明	佐久医師会（佐久中央医院）
	新井 隆広	佐久医師会（浅間総合病院）
	銭谷 清子	泉小学校長

	川村 智子	岩村田小学校教諭
	儘田 泰子	望月小学校教諭
	黒岩 美記子	中込中学校教諭
	佐藤 孝子	浅間中学校教諭
	柳澤 徹	小諸養護学校教頭

議案第32号

佐久市少年センター運営協議会委員の委嘱について

佐久市少年センター条例（平成17年佐久市条例第208号）第4条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 5月25日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 5月 日
佐久市教育委員会

佐久市少年センター運営協議会委員（案）

（任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

氏名	住所	所属等	新任・再任
根澤 茂	佐久市甲	関係団体代表 (佐久市区長会代表)	新任

様式第2号 (第10関係)

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市少年センター運営協議会
設置根拠	佐久市少年センター条例第4条の規定
設置目的・趣旨	青少年の健全な育成及び非行化の防止を図る。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	社会教育部 生涯学習課 青少年係 電話：0267-62-0671 ファックス：0267-64-6132
その他	

委員名簿

任期 令和5年4月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	木内 和昭	佐久市少年センター育成推進協議会代表 (会長)
委員	滝澤 良淳	佐久市少年センター補導委員協議会代表 (会長)
委員	淵上 瑞江	佐久児童相談所 (所長)
委員	飯嶋 政泰	東信教育事務所 (生涯学習課長)
委員	赤羽 陽介	佐久警察署 (生活安全課長)
委員	石川 政好	佐久市学事職員会代表 (野沢小学校長)
委員	上原 一善	佐久市内高等学校長代表 (佐久平総合技術高等学校長)
委員	根澤 茂	佐久市区長会代表 (理事)
委員	春日 利夫	佐久市民生児童委員協議会代表 (副会長)
委員	小林 光男	佐久市社会福祉協議会代表 (会長)
委員	岩田 有正	佐久市保育協会代表 (会長:里曲保育園長)

委員	櫻井 麻里子	佐久市PTA連合会代表 (副会長)
委員	山下 さかえ	佐久少年警察ボランティア協会代表 (少年警察補導員)
委員	柳澤 輝久	長野県書店商業組合理事長
委員	杉本 三栄	佐久市男女共生ネットワーク代表 (会員)
委員	柳澤 礼子	佐久市中央公民館 (館長)
委員	工藤 健二	公募委員
委員	保科 真弓	公募委員

議案第 33 号

佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会委員の委嘱について

佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会設置要綱（平成 21 年佐久市教育委員会告示第 7 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5 年 5 月 25 日
佐久市教育委員会教育長

令和 5 年 5 月 日
佐久市教育委員会

佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会委員名簿（案）

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

氏名	住所	所属等	新任・再任
高埜 利彦	東京都杉並区永福	識見を有する者（学習院大学名誉教授・近世史）	再任
梅干野 成央	長野市若里	識見を有する者（信州大学工学部准教授・城郭建築）	再任
佐々木 邦博	上伊那郡南箕輪村	識見を有する者（信州大学名誉教授・造園）	再任
河西 克造	諏訪市清水	識見を有する者（長野県埋蔵文化財センター調査指導員・城郭考古学）	再任
西形 達明	大阪府大阪市旭区大宮	識見を有する者（関西地盤環境研究センター顧問・石垣）	再任
臼田 武正	佐久市桜井	関係団体の代表者（佐久市文化財保護審議会会長）	再任
萩原 幸男	佐久市田口	関係団体の代表者（田口地区区長会長）	新任
大工原 正一	佐久市臼田	関係団体の代表者（臼田地区会長）	新任
鷺見 和人	佐久市田口	関係団体の代表者（龍岡城五稜郭保存会会長）	再任
柳沢 雅子	佐久市清川	関係団体の代表者（龍岡城五稜郭保存会副会長）	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会
設置根拠	佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会設置要綱
設置目的・趣旨	この委員会は、国史跡龍岡城跡の保存整備の基本構想の策定及び整備活用に関する事項について意見を聴くために設置しています。
設置年月日	平成21年3月24日
所管課	社会教育部 文化振興課 文化財保護係 電話 0267-63-5321 ファックス 0267-63-5322
その他	

委員名簿

任期 令和5年6月1日から 2年間

役職	氏名	所属団体等
	高埜 利彦	識見を有する者（学習院大学名誉教授）
	梅干野 成央	識見を有する者（信州大学工学部准教授）
	佐々木 邦博	識見を有する者（信州大学名誉教授）
	河西 克造	識見を有する者（長野県埋蔵文化財センター 調査指導員）
	西形 達明	識見を有する者（関西地盤環境研究センター顧問）
	臼田 武正	関係団体の代表者（佐久市文化財保護審議会会長）
	萩原 幸男	関係団体の代表者（田口地区区長会長）
	大工原 正一	関係団体の代表者（臼田地区会長）
	鷺見 和人	関係団体の代表者（龍岡城五稜郭保存会会長）
	柳沢 雅子	関係団体の代表者（龍岡城五稜郭保存会副会長）

議案第34号

佐久市大給恒顕彰委員会委員の委嘱について

佐久市大給恒顕彰委員会設置要領（平成31年2月21日佐久市教育委員会
決裁）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 5月25日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 5月 日
佐久市教育委員会

佐久市大給恒顕彰委員会委員名簿（案）

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

氏名	住所	所属等	新任・再任
伊藤 純郎	千葉県我孫子市つくし野	識見を有する者 （筑波大学大学院教授）	再任
尾崎 行也	上田市上田原	識見を有する者 （臼田町誌編纂委員長）	再任
山崎 哲人	佐久市根岸	識見を有する者 （臼田町誌近世編纂委員）	再任
増田 友厚	佐久市田口	識見を有する者 （『佐久の先人』検討委員会委員）	再任
鷺見 和人	佐久市田口	識見を有する者 （龍岡城五稜郭保存会会長）	再任
中野 亮一	長野市篠ノ井布施高田	識見を有する者 （「佐久の先人『大給恒』を語る」講演会講師）	再任
大給 乗龍	東京都品川区上大崎	識見を有する者 （現大給家当主）	再任
佐藤 悦生	佐久市香坂	識見を有する者 （元佐久市社会福祉協議会長）	再任
柳沢 雅子	佐久市清川	識見を有する者 （龍岡城五稜郭保存会副会長）	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市大給恒顕彰委員会
設置根拠	佐久市大給恒顕彰委員会設置要領
設置目的・趣旨	この委員会は、龍岡城の築城主であり、「佐久の先人」にも選定されている「大給恒」を顕彰し、後世に伝えていくために設置しています。委員会は、大給恒の顕彰や資料の収集、保存、活用、公開に関して調査、検討等を行います。
設置年月日	平成31年2月21日
所管課	社会教育部 文化振興課 文化財保護係 電話 0267-63-5321 ファックス 0267-63-5322
その他	

委員名簿

任期 令和5年6月1日から 2年間

役職	氏名	所属団体等
	伊藤 純郎	識見を有する者（筑波大学大学院教授）
	尾崎 行也	識見を有する者（臼田町誌編纂委員長）
	山崎 哲人	識見を有する者（臼田町誌近世編編纂委員）
	増田 友厚	識見を有する者（『佐久の先人』検討委員会委員）
	鷺見 和人	識見を有する者（龍岡城五稜郭保存会会長）
	中野 亮一	識見を有する者（「佐久の先人『大給恒』を語る」講演会講師）
	大給 乗龍	識見を有する者（大給恒公曾孫 現大給家当主）
	佐藤 悦生	識見を有する者（元佐久市社会福祉協議会長）
	柳沢 雅子	識見を有する者（龍岡城五稜郭保存会副会長）

議案第35号

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会委員の委嘱について

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会設置要領（令和4年11月17日
佐久市教育委員会決裁）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 5月25日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 5月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会委員（案）

（任期【残任期間】：令和5年7月12日～基本計画策定の日）

ふりがな 氏 名	住 所	所属等	新任・継続
あさくら 朝倉 久美	佐久市原	長野県野沢南高等学校 主査（学校司書）	新任

委員概要

名 称	佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会委員
規 定 等	佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会設置要領
職 務	佐久市立中央図書館の建替再整備に係る基本構想及び基本計画に関し、必要な事項を検討する。
任 期 等	令和5年7月12日～基本計画策定の日
所 管 課	佐久市教育委員会 社会教育部 中央図書館 図書館係

委員名簿

任期 令和5年7月12日から基本計画策定の日

役 職	氏 名	
会 長	植松 貞夫	日本図書館協会 理事長 筑波大学名誉教授（工学博士）
副会長	豊田 高広	フルライトスペース株式会社 特別研究員 （元田原市図書館長）
委 員	森 いづみ	県立長野図書館長 （前信州大学附属図書館副館長）
委 員	森田 秀之	㈱マナビノタネ代表取締役 日本建築学会会員
委 員	柳澤 拓道	ワークテラス佐久 管理運営責任者 ㈱MoSAKU 代表取締役
委 員	小木田 順子	幻冬舎新書編集長
委 員	朝倉 久美	長野県野沢南高等学校 主査（学校司書）

計7名

議案第36号

佐久市立近代美術館協議会委員の任命について

佐久市立近代美術館条例（平成17年佐久市条例第213号）第17条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 5年 5月25日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 5月 日
佐久市教育委員会

佐久市立近代美術館協議会委員（案）

（任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日）

氏名 <small>ふりがな</small>	住所	所属等	新任・再任
池内 満子 <small>いけうち みつこ</small>	佐久市長土呂	近代美術館友の会 会員	再任
臼田 志保子 <small>うすだ しほこ</small>	佐久市桜井	近代美術館友の会 会員	再任
小林 泰 <small>こばやし ゆたか</small>	佐久市長土呂	デザイナー	再任
銭谷 清子 <small>ぜにや きよこ</small>	佐久市三塚	泉小学校長	再任
武重 直人 <small>たけしげ なおと</small>	佐久市茂田井	一級建築士	再任
原口 風花 <small>はらぐち ふうか</small>	佐久市野沢	野沢北高等学校 美術科教諭	再任
柳澤 礼子 <small>やなぎさわ れいこ</small>	佐久市猿久保	中央公民館長	再任
木下 日和 <small>きのした ひより</small>	佐久市中込	佐久美術会会長	新任
五十嵐 芳孝 <small>いがらし よしたか</small>	佐久市岩村田	公募	新任
市川 列ストファ 穰嗣 <small>いちかわ りすとファ じょうじ</small>	佐久市猿久保	公募	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市立近代美術館協議会
設置根拠	博物館法、佐久市立近代美術館条例、佐久市立近代美術館条例施行規則
設置目的・趣旨	美術館の運営に関し美術館の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べる。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	近代美術館 電話 0267-67-1055 ファックス 0267-67-1068
その他	

委員名簿

任期 令和5年6月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
	池内 満子	近代美術館友の会会員
	臼田 志保子	近代美術館友の会会員
	小林 泰	デザイナー
	銭谷 清子	佐久市立泉小学校 校長
	武重 直人	一級建築士
	原口 風花	野沢北高等学校美術科教諭
	柳澤 礼子	中央公民館 館長
	木下 日和	佐久美術会 会長
	五十嵐 芳孝	公募
	市川 列才ヲ 穰嗣	公募

(令和5年6月1日現在)